

古墳の把握・調査・保存の展開と展望

川畠 純

I はじめに

1 考古学研究資料としての古墳の特質

古墳は古墳時代の墳墓である。日本列島の時代区分・文化区分の名称に遺跡の類型名が一般に採用されるのは貝塚時代とグスク時代の他には古墳時代ぐらいであるので、古墳という存在が当該時期の社会の特徴をよく示しているという考えが、広く受け入れられていることがわかる。

古墳時代は日本列島における国家形成期とされる（都出1991など）。そうした国家形成期において、少なくとも今日の我々が認識する限り、土木建造物としては古墳の築造数・規模・広がりは質・量ともに圧倒的である。古墳時代にも宮都や城郭の存在の可能性は想定しうるが、これまでの状況からそれらがモニュメントとしての数・規模・広がりで古墳のそれを凌ぐことは想定できない。日本列島の国家形成期のモニュメント築造については社会的なエネルギーの極めて大きな部分が墳墓の築造に費やされたのである。これは日本列島における国家形成期の大きな特徴である（松木ほか（編）2020）。そのため、日本列島での国家形成に際して種々参照されたであろう朝鮮半島や中国大陆の様々な組織との比較検討においても、また、世界的に国家形成の在り方を相対化する上でも古墳の実態の追究は重要な意義を持つ。事実、こうした観点からの研究はこれまで多く行われてきた。

2 文化財としての古墳の特質

一方、こうした日本列島における国家形成の特質を考える上で古墳の意義とともに、今日の社会において古墳が持つ文化財としての意義には他の遺跡に比して特徴的な部分がある。それは多くの古墳が現在も地上にその姿を留め、顕在化しているという理由、そして事実関係はどうであれ少なくとも今日の日本の在り方に古墳時代とのつながりを想起させるものが多くあるという理由による（松田2014）。

前者については豊かな自然環境に恵まれた日本列島では遺跡は一般的に完全に土中に埋没しており、現在その痕跡を地上に認めることが極めて難しいことが前提にある。もちろん、雪国の一帯の堅穴や継続的な使用により維持される条里などの地割、中近世の山城や城郭といった極めて大規模な工作物のように例外もあるが、古墳には専門知識が無くとも

「一目見て分かりやすい」という適切な規模感がある。また、日本は国土の面積に対して居住可能域が限られており、極端な例では旧石器時代から同じ場所が居住地として繰り返し利用されることもあり、そのため後世の土地利用によって遺跡の攪乱が進むことも大いに関係している。こうした中で、現在もそこに遺跡が存在していることが一目でわかる古墳は、日本の遺跡の中では稀有な存在である。遺跡と今日の我々の関わりを考えるとき、この特質の意味は大きい。

後者については、墳丘の大きさの差から想定される階層構成の中で最上位を占める一部の古墳については、記紀において天皇やその一族と語られる人物が被葬者に充てられていることが背景にある。そのことは今日の日本とのつながりを想起させるのに十分な役割を果たしている。また、記紀に記された内容が古墳時代に相当する時期のことを大いに含み、文献史料に基づく歴史叙述において今日に至る流れの中に古墳時代も位置づけうることも大きい。「民族」交代とされるような事態を経験しなかった日本列島において、これらのこととは今日の我々と1,500年以上にも及ぶ過去の事象を直接的に結びつけるものとして意義深い。

こうしたことから、古墳は他の遺跡と比較して文化財として多くの特質と意義を内包しやすいといえる。そこで本稿では、日本列島における国家形成期の特質、そして今日の日本における遺跡の意義や位置づけを考えるための重要な資料である古墳について、調査研究と文化財としての保護の進展の実態を整理し、その特質と今後の展望を考える。

II 古墳の保護の変遷と特質

1 陵墓としての古墳保護

古墳の第一の役割は墓である。追葬時の取り扱いを除けば古墳の築造終了後の継続的な（物的痕跡を伴う）祭祀の実施は一般的には知られていない。墓域を共有する古墳群の場合は別かもしれないが、個々の古墳については概ね一過性の強い墓制である。一方で、相応の規模の古墳については墓として相当期間認識されていた可能性もある。あるいはそうした墓としての認識が継続していなくても、平城京造営時に墓を発見した際には祭祀を実施するよう指示されたように、墓であること自体がそこに手を加え破壊することに対して一定の忌避の感情をもたらした。そのことは、削平に必要な物理的な労力とは別の理由で古墳を破壊から免れさせたであろう。

平城宮造営時の神明野古墳の完全な削平や市庭古墳前方部の削平のように、明確に判明している大型古墳の徹底した破壊は、近代に至るまでは極めて大掛かりな古代の国家的プロジェクトに伴うものに限られる。ただし、墓として認識されることが常に古墳を守った

訳ではなく、高松塚古墳における鎌倉時代の盗掘に知られるようにお宝目当ての濫掘も招く結果になった。墓という認識が早々に失われ、小山としてまったく別の形態として利用されることも多かったようである。

こうした古墳の保護の在り方が大きく転回する転機となったのは江戸時代以来の陵墓の治定や修陵であり、それを引き継ぐ形で明治時代以降に進められた日本の近代化政策に関わる天皇制の顕彰と皇室財産としての管理の徹底であった（茂木2002、尾谷2008、福尾2019など）。未定陵墓確定の考証作業の必要性から古墳の発掘を禁止した1874年（明治7年）の太政官による通達が端的に示すように、陵墓保全の観点から古墳の発掘への規制は順次進められるとともに1880年代半ば以降は国家主義との関係が強められていった（鬼頭1977）。一方で、1910～1920年代には古墳の学術的な発掘調査が大いに進展したことも指摘されており、戦後に引き継がれる潮流として、特に1930年代以降に皇国史觀が強まる中で古墳研究が自制へと向かう流れとは異なるものとして評価されている（北條2011）。

加えてこの時期には古墳は「名所、旧蹟（古蹟）、古墳墓」の一つとして地域を体現する歴史的な景観として地域住民のアイデンティティー形成に寄与するものとしても認識されるようになった。特に開発行為が増加を見せる20世紀初頭ごろからは、民間においても古墳を含む遺跡の保存顕彰の動きが高まりをみせ、史蹟名勝天然紀念物保存法の制定へとつながっていく（田中1982、尾谷2008）。また、古墳・古墓を国家に貢献した名将功臣の奥津城とみなす素朴な発想を前提に、その保存と顕彰の必要性の認識が高まったことも指摘されている（大久保2014）。

2 古墳保護の変質と今日的な状況

1919年に史蹟名勝天然紀念物保存法が施行されると、古墳は新たに史跡として保護が図られることとなる。古墳の指定は1921年から始まり、1945年までに132件の古墳等が国指定の史跡となる。史跡指定の開始から20数年で今日の国指定件数の三分の一近くが指定された計算となり、他の類型の遺跡に比べていかに古墳の保護が先行したものであったかがわかる。

この背景には既に指摘されているように、古墳の史跡としての保護にはそれまでに進められていた陵墓の治定と保全を補完する役割が期待されていたことがある。初期の史跡指定の事例に、文徳天皇の陵という地元伝承があった京都府天皇の杜古墳（1922年指定）があったことはそうした点を端的に示している。また、陵墓の保全やそのための調査などノウハウの蓄積も初期の古墳の史跡指定に大いに寄与したであろう。それは例えば岡山県造山古墳（1922年指定）が、前方部に所在する諸古墳を含めて「造山古墳 第一、二、三、四、五、六古墳」として指定されたように、陵墓とその陪塚の保全方式と同一の形でなさ

れしたことからも類推できる。

そうした史跡指定による古墳保護の開始の一方で、現実には相当数の大型の古墳が開発により「消滅」していった。表1は各年代に「消滅」した大型の古墳の主な事例である。古墳の「消滅」といっても徐々に土取りが行われ当初の威容を少しづつ失いやがて煙滅した事例と、一度の事業で墳丘をまるまる全て切り崩した事例では「古墳の保護」ととっての意味は異なる。実際に表中の事例には既に何らかの事情で墳丘の大部分が失われていたものが開発事業により「消滅」したものも、短期的な事業により「消滅」したものも含まれる。また、墳丘が地上から失われても周濠や基底部が地下に残っている事例も多いので何をもって古墳の「消滅」とするのかも難しい。こうした事情から示した事例は厳密性を欠くものはあるが、古墳の「消滅」について一定の傾向を読み取ることができる。

すなわち、開発に大型重機が投入される以前の1940年代以前から墳長100mを超える大型古墳の一定数の「消滅」を確認できる。ただし、静岡県経塚古墳の1885年頃、大阪府万年山古墳の1903年頃など早い段階の事例も含まれるので、1940年以前の事例は散発的と理

表1 「消滅」した主な古墳

時期	都道府県	古墳名	墳形	規模
1940年以前	群馬県	割地山	前方後円墳	115m
	群馬県	岩鼻二子山	前方後円墳	115m
	群馬県	越後塚	前方後円墳	130m?
	埼玉県	若王子	前方後円墳	95m
	千葉県	祇園大塚山	前方後円墳	100m?
	岐阜県	笛山	前方後円墳	50m
	静岡県	経塚	前方後円墳	90m
	滋賀県	安養寺大塚越	前方後円墳	75m
	大阪府	万年山	前方後円墳	100m?
	岡山県	新庄車塚	造出付円墳	70m
	福岡県	白金塚	前方後円墳	80m
1940年~	神奈川県	加瀬白山	前方後円墳	87m
	石川県	吉原親王塚	前方後円墳	70m?
	大阪府	百舌鳥大塚山	前方後円墳	168m
	佐賀県	目達原大塚	前方後円墳	55m
1950年~	茨城県	黄金塚	前方後円墳	80m
	栃木県	横塚	前方後円墳	52m
	大阪府	城ノ山	前方後円墳	77m
	大阪府	玉手山5号	前方後円墳	75m
	大分県	亀山	前方後円墳	70m?
1950年代か	愛知県	味鋺大塚	前方後円墳	100m?
	愛知県	味鋺長塚	前方後円墳	70m?
	福岡県	山の神	前方後円墳	80m
1960年~	群馬県	上並榎稲荷山	前方後円墳	120m
	群馬県	上淵名雙児山	前方後円墳	90m
	埼玉県	高稲荷	前方後円墳	75m
	埼玉県	とやま	前方後円墳	69m
	千葉県	城山1号	前方後円墳	68m
	千葉県	山王山	前方後円墳	69m
	神奈川県	真土大塚山	前方後円墳?	不詳
	岐阜県	遊塚	前方後円墳	80m
	滋賀県	北谷11号	前方後円墳	105m
1960年~	京都府	妙見山	前方後円墳	114m
	大阪府	弁天山C1号	前方後円墳	73m
	大阪府	玉手山4号	前方後円墳	50m
	大阪府	玉手山6号	前方後円墳	69m
	大阪府	将軍山	前方後円墳	107m
	兵庫県	ヘボソ塚	前方後円墳	63m
	岡山県	一宮天神山2号	前方後円墳	60m
	熊本県	院塚	前方後円墳	78m
	大分県	御陵	前方後円墳	75m
1970年~	栃木県	下石橋愛宕塚	帆立貝式	82m
	千葉県	手古塚	前方後円墳	60m
	千葉県	原1号	前方後円墳	70m
	富山県	朝日長山	前方後円墳	43m
	大阪府	平1号	前方後方墳	50m
	岡山県	用木3号	前方後円墳	42m
	愛媛県	三島神社	前方後円墳	45m
	愛媛県	国分	前方後円墳	44m
1980年~	京都府	広峯15号	前方後円墳	40m
	京都府	芝ヶ原11号	帆立貝式	56m
	兵庫県	見手山1号	前方後円墳	35m
	島根県	古曾志大谷1号	前方後円墳	45m
	福岡県	三国の鼻1号	前方後円墳	66m
	福岡県	鬼の枕	前方後円墳	56m
1990年~	千葉県	鹿島塚8号	前方後円墳	38m
	長野県	溝口の塚	前方後円墳	50m
	京都府	奈具岡北1号	前方後円墳	60m
	京都府	瓦谷1号	前方後円墳	51m
	広島県	尾ノ上	前方後円墳	60m
	福岡県	卯内尺	前方後円墳	75m
2000年~	群馬県	阿弥陀	前方後円墳	45m
	兵庫県	若水A11号	円墳	40m

解できる。当然この時期の事例では正確な規模すら不明なまま墳丘が失われたものも多い。こうした散発的な状況は高度経済成長期である1950年代から60年代に大きく変わり、墳長100mを超える大型古墳を含む数多くの古墳が瞬く間に「消滅」した。一方で、1970年代以降になると100mを超える古墳の「消滅」はみられなくなり、70mを超える古墳の「消滅」も極めて限られた事例となる。当該時期は文化財保護法のうち埋蔵文化財に係る規定が今日と同様の枠組みとなった時期にあたり、無秩序な開発に対する遺跡保護の在り方が社会問題化した時期もある。文化財の保存に対する理解が国民一般に一定程度浸透した結果、大型の古墳の「消滅」が回避されるようになったといえる。

その後も1990年代には一定数の「消滅」は認められるが、今日的には50mを超える古墳の「消滅」は極めて異例な事態となっている。近年であれば、静岡県高尾山古墳（62m前方後方墳）、鳥取県本高14号墳（63m前方後円墳）、京都府天理山古墳群（81m前方後円墳等3基）が、当初の開発に伴う「記録保存」＝「消滅」の方針から一転して保存されたことは、こうした時流に即した象徴的な事例といえる。もちろん古墳の重要性は墳丘の規模だけでは計れないが、古墳の保存の進展の実態を考える上で参考にできる。

3 古墳保護の今日的背景

古墳は現在でも地上に姿を留めることの多い、日本においては稀有な遺跡の類型である。そのことは古墳が地域の象徴的な存在となりやすく、保存運動等につながりやすいということを示している。戦前は天皇制顕彰の一翼を担ったものが戦後にはこうした観点が前面に押し出され価値づけられたことは興味深いが、いずれにせよこうした点も開発事業から古墳の「消滅」を免れさせた一つの要因であろう。

ただし、古墳の「消滅」の回避が進展した理由を、地域アイデンティティー形成における役割や社会一般への文化財保護精神の浸透のみに帰するのも不十分である。すなわち、古墳は発掘調査以前から存在が知られることの多い遺跡であるという点はその保存においても大きな意味を持っている。開発事業者がその事業により破壊される遺跡の発掘調査を担いその費用を負担するいわゆる「原因者負担」による発掘調査が相応に受け入れられている現状において、あらかじめ遺跡として存在が知られているということは開発事業者がその事業計画段階から古墳の存在を前提として事業に要する（金銭的及び「遺跡の破壊」とみられる行為に対しての企業イメージの悪化といった）コストやレピュテーションリスクを計算しやすいということである。であるならば、こうしたコスト計算やリスク低減により古墳の「消滅」を回避する形で事業計画を立案したり変更したりすることも想定される。通常の遺跡では発掘調査の過程でその価値が次第に明らかになることが多いが、それとは異なる古墳の特徴はその保存に有利に働いたであろう。先述の通り1970年代以降大型の古

墳の「消滅」は減少したが、その背景には開発事業者にいわゆる「原因者負担」を求めていく埋蔵文化財行政の枠組みの確立を想定できる。

なお、国指定の史跡としては古墳の件数が最も多くその2割以上を占めるが、城郭、社寺または旧境内が件数で続く。そのことは地上に姿を留める遺跡は保護の対象とされやすい（あるいはその前提としての調査の対象とされやすい）ことを明確に示している。

III 古墳の把握の展開

1 周知の埋蔵文化財包蔵地の数の推移

古墳の保護に関する大枠の変遷を整理し、古墳は様々な理由で現代社会とつながりを持っていることに加えて、現在も地上に姿を留めていることがその保護にとって大きな意義を持ってきたことを示した。では、その地上に姿を留める古墳を我々はどのように認識・把握してきており、現在、「全貌」の一体どの程度を理解しているのであろうか。

古墳に限らず遺跡の保護を進める際には、その内容や範囲を把握し、周知することが第一歩となる。遺跡の所在の把握・周知は地方公共団体が担うが、適時文化庁がその件数を取りまとめ公表しているため、全国的な古墳の把握状況の推移を知ることができる。

図1は1967年から2021年までの9回に渡り行われた全国の周知の埋蔵文化財包蔵地数の調査に際しての、その総数と古墳・横穴の件数の推移を示したものである¹。古墳・横穴の件数は1967年の47,033か所から1980年には125,812か所と急増しており、この間に古墳の所在の把握（といわゆる遺跡台帳への登録）が大幅に進んでいる。1980年から2000年にかけては1993年で140,610か所、2000年で161,560か所と増加ペースが緩やかになるが、相応の増加が認められる。

2000年以降は周知の埋蔵文化財包蔵地としての見直し（古墳を個別でなく古墳群として把握する方式等）が進んだのか、2005年には157,411か所と減少するが、その後2012年に158,905か所、2016年に159,636か所、2021年に159,953か所と微増が続く。わずかな増加傾向は続くが、2000年頃には少なくとも今日我々が認識している状況にはほぼ近い内容が明らかになっていたといえる。近年、航空レーザー測量の成果の活用が著しいが、とはいえ今後も現状の把握件数からの急増は想定できないであろう。

なお、こうした1980年までの把握数の急増、2000年までの緩やかな増加とその後のペースの鈍化という傾向は周知の埋蔵文化財包蔵地の総数についてもほぼ同様である。古墳の把握も他の遺跡と同様に進められたことが分かる。ただし、2000～2005年にかけても周知の埋蔵文化財包蔵地の総数は一定数増加しているため、古墳・横穴の方がより早い段階で件数の増加が鈍化した（＝一定の把握の水準に達した）といえる。

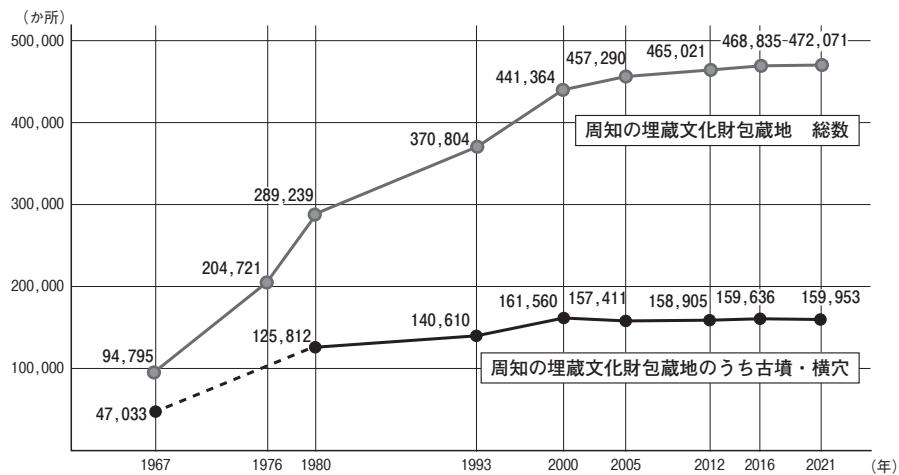


図1 周知の埋蔵文化財包蔵地数と古墳・横穴の件数の変遷

ちなみに、各年の調査における周知の埋蔵文化財包蔵地の総数に占める古墳の比率は、1980年で43.5%、1993年で37.9%、2000年で36.6%、2005年で34.4%、2012年で34.2%、2016年で34.0%、2021年で33.9%と減少を続けている。この理由の一つには近世や近代などより新しい時代の遺跡が周知の埋蔵文化財包蔵地として取り扱われる傾向が増えていることも考えうるが、それらのみが周知の埋蔵文化財包蔵地数の増加をもたらしているとも言えない²。むしろ、地上に姿を留めることが多い古墳は、やはり他の遺跡と比べて早くからその存在の把握や調査が進んだことを理由として想定すべきである。他の遺跡よりも早くに件数の増加傾向が鈍化したことはその反映であろう。

2 古墳の築造数の推定

2021年度階で全国で159,953か所が周知の埋蔵文化財包蔵地のうちの古墳・横穴として把握されているが、では、実際の古墳の築造数は一体どの程度と推測されるのか。周知の埋蔵文化財包蔵地については各都道府県で取り扱いの方針が異なり、古墳1基ずつを周知の埋蔵文化財包蔵地として計上する場合もあれば、複数の古墳をまとめて古墳群として1件として計上する場合もあるようである。そこで、次的方式により古墳の数を推計した。

- ①古墳1基ずつを周知の埋蔵文化財包蔵地として計上している都道府県については、文化庁による2021年調査の数値とする。
- ②複数の古墳をまとめて古墳群として1件として周知の埋蔵文化財包蔵地として計上している都道府県のうち、都道府県が公開している周知の埋蔵文化財包蔵地一覧や奈良文化財研究所が公開する遺跡データベースに個々の古墳群に含まれる古墳の数が記されているものは、それらを集計する。

③①・②に該当しない都道府県のうち、1980年から2000年の周知の埋蔵文化財包蔵地数調査による古墳の件数が現在の周知の埋蔵文化財包蔵地による古墳の件数の1.5倍以上と現在よりも明らかに多い場合には、当該時期に古墳群を1件としてまとめて計上する方式に変更したものと判断し、過年度の周知の埋蔵文化財包蔵地調査のうち、最も件数の多いものを採用し、集計する。

④①～③のいずれにも該当しないものについては文化庁による2021年調査の数値とする。以上の方によれば、推定古墳数は195,542基となる。

なお、古墳の総数を考える上で興味深い資料として2012～2015年に群馬県が実施した古墳総合調査の成果がある（群馬県教育委員会2017）。この調査によればすでに失われた古墳も含めた群馬県内の古墳の総数は13,249基とされる。これは上記③の方式による群馬県の推定古墳数である6,213基に比べて7,000基以上多い、2.13倍という数値である。群馬県の古墳の数を13,249基とした場合の全国の推定古墳数は202,578基となるので、実際に数え上げた古墳の数としてはおよそ20万2000基以上というのが確実な数字となる。

さらに一步踏み込んで群馬県の古墳総合調査の結果をより積極的にかつ極めて単純化して援用すれば、全国の推定古墳数195,542基を2.13倍することで416,504基という数字を得ることができる。群馬県の調査結果はどこまで全国に一律に敷衍可能なのかは知る由もないが、推定に推定を重ねた数字としては、古墳時代を通じて全国に造られた古墳の数は41万基以上に上る可能性が想定できるということになる。

群馬県の古墳総合調査の結果を積極的に援用すればという前提付きだが、我々の古墳の把握状況は当初造られた古墳のうちの最大でも「半分程度」で、さらに早くに失われたもののを想定すればその割合はさらに小さくなるといえるだろうか。

IV 古墳の調査の展開

1 古墳の調査報告書刊行数の推移

続いて古墳の調査がどのように展開してきたのかを考える。もとより調査研究の程度や進展を数量的に示すことは難しいが、それに迫りうるデータとして古墳に関する発掘調査報告書の刊行数と古墳の調査件数の推移を参照する。

図2は古墳に関する調査成果が掲載された報告書の年別の刊行数である。調査方法としては、奈良文化財研究所が提供する全国遺跡報告総覧を用いてそこに登録された報告書のうち、種別が「報告書・概報・要覧」で、遺跡種別が「古墳」、主な時代が「古墳」となる報告書の数を集計した。なお、全国遺跡報告総覧への掲載がまだ進められていないとみられる1970年代以前については、国立国会図書館の所蔵資料検索を活用した³。

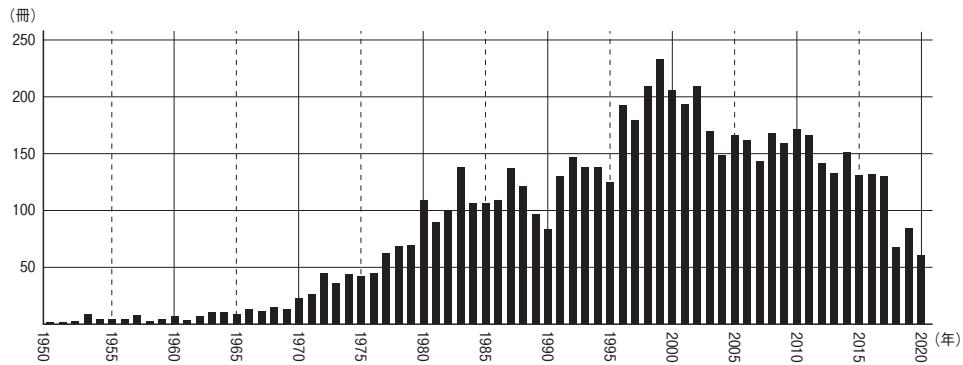


図2 年毎の古墳の調査報告書刊行数

これを見ると1960年代までは報告書の刊行数は年間10冊前後であったのが、1970年代に入ると年を追うごとに増加し、年間70冊近くが刊行されるようになっている。その後1980年代には増加ペースはやや鈍化し、1989年、1990年には刊行数も一時的に減少するが、2000年前後までは大まかな傾向として堅実に増加する。2000年前後には年間刊行数が200冊を超える年もあるなど古墳の調査報告書刊行数はピークを迎えるが、その後は年間およそ150冊ほどでほぼ横ばいかわずかに減少傾向で推移する。2018～2020年の刊行数が60～80冊程度と少いのは、報告書の刊行と各所での登録（それの前提となる発送）のタイムラグによる可能性が高いが、将来的な確認は必要だが実際に刊行数が減少している可能性も想定する必要がある。

日本全体の埋蔵文化財の緊急発掘調査費用のピークは1997年でその後減少する（文化庁文化財第二課2022）。基本的にはこうした開発に伴う事前の発掘調査の動向が、古墳の調査報告書刊行数にも影響を与えたと理解できる。一方で、発掘調査費用全体ではピーク時の1997年には1300億円を超え、その後2011年には約523億円にまで落ち込んだが、古墳の報告書の刊行数は比率からしてそこまで顕著な落ち込みはみられず、調査費用と報告書刊行数は一対一で対応するものでもない。この理由として報告書の刊行が調査から数年程度は後になることが一般的であること、さらに発掘調査事業量が極めて多い時期にはやむを得ず報告書の作成を後回しにせざるを得ない状況があったことも想定できる。

こうした状況はあるものの、報告書の刊行数からすると、古墳に関する情報量の増加ペースは徐々に低下しつつあるのが今日の状況といえる。

2 古墳の推定調査件数の推移

では、古墳の調査件数自体はどのように推移したのか。実態の数字はつかみにくいが、発掘調査報告書が刊行済みのものに限れば、その抄録や記載内容が参照できる。そこで、

奈良文化財研究所が提供する全国遺跡報告総覧に登録された報告書抄録の中で、種別が「報告書・概報・要覧」で、遺跡種別が「古墳」、主な時代が「古墳」となるもののうち調査期間が掲載されているものを対象に集計したものが図3である。合わせて、文化庁調べによる発掘調査件数全体（工事に伴う発掘調査の件数+学術調査等の件数）を挙げた（前掲文化庁文化財第二課2022）。

古墳の調査件数と発掘調査件数全体を比較すると、1970年代末～80年代初頭にかけての一時的な増加、1996年前後をピークとする状況などは比較的類似した傾向を見せる。このころまでは他の遺跡と同様に主に開発に伴う動向に調査件数が左右されていた状況を見て取れる。2000年以降については、増減はありつつも全体の発掘調査件数はおよそ8,000～9,000件程度で推移しており、ピークとなる1996年の12,000件の7割程度となっている。一方、古墳の調査件数は2000年以降最も多い2009年でも119件で、ピーク時の1995年や1997年の181件に対して65%程度となる。発掘調査件数全体と比べて明らかに古墳の調査件数の減少幅が大きい。

図4は毎年の発掘調査件数全体に占める古墳の調査件数の比率の推移を示したものである。1990年代後半に一時的な増加がみられるが、全体的な傾向として古墳の調査件数の比率は減少し続けている。今日ではおよそ全体の発掘調査件数のうち1%程度が古墳の調査（厳密に言えば、報告書として刊行された古墳の調査）ということになる。先述の通り、周知の埋蔵文化財包蔵地数では全体の1/3以上が古墳・横穴であることを考えれば、古墳・横穴の調査は限られたものになりつつあると言える。

こうした傾向の理由を挙げるのは難しいが、いくつかは想定可能である。例えば、古墳のうちの一定数が丘陵地やその縁辺に立地することから、そうした土地の開発事業がもし漸次減っているのであればそれに伴い古墳の調査件数が減少することは当然あり得る。発掘調査の対象となる遺跡の時代や種類が増えることで全体の調査件数が増加しており、相



図3 古墳の調査件数の推移

対的に遺跡の中での古墳の比率が減少している可能性もあるが、周知の埋蔵文化財包蔵地数の変化を見ると近年に限れば近世・近代の数の顕著な増加は認められない。一方で、先述の通り古墳の多くは地上に姿を留めておりその存在が事前に把握されていることが多いので、古墳があると分かっている土地が開発事業計画地から外されたり、開発との調整が比較的早い段階で行いやすいために結果として発掘調査が回避されたりすることで、古墳の調査件数が減少している可能性も十分想定できる。いわゆる「原因者負担」という慣行が、古墳の調査比率の低下をもたらした可能性も積極的に想定すべきである。

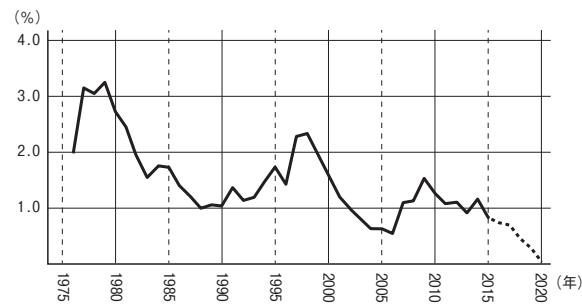


図4 古墳の調査件数の比率の推移

V 古墳の保存の展開

1 指定文化財としての古墳の件数の推移①—国指定史跡—

続いて、古墳の保存がどのように進展してきたのかを明らかにする。

図5は年別の国指定の史跡となった古墳の件数とその累計である。指定件数やその内容から大きく6期程度に区分が可能である(川畠2019)。その内容は次のとおりである。

1期：1921～1936年。16年間で111件、1年あたり6.9件が指定された。各地を代表する大型古墳と特色ある石室や装飾を持つ古墳が中心的に指定された。基本的には古墳の墳丘のみが指定の対象となっているが、和歌山県岩橋千塚古墳群(1931年指定)では多数の古墳を含む範囲を広域的・面的に指定しており、極めて例外的である。

2期：1937～1955年。19年間で37件、1年あたり1.95件が指定された。戦中・戦後の社会状況を反映して指定件数が非常に限られる。この頃、宮崎県生目古墳群、南方古墳群(どちらも1943年指定)、鹿児島県塚崎古墳群(1945年指定)というように「古墳群」としての指定がいくつか認められ始める。なお、現在特別史跡に指定されている古墳・古墳群9件のうち、壁画の発見により価値が明らかとなった奈良県高松塚古墳とキトラ古墳を除く他の古墳は1938年までに史跡に指定されており、古墳が地上に顕在化した遺跡としてその価値が早くから知られたもので、その重要性に鑑みて保護が進められたことを端的に物語る。

3期：1956～1969年。1956年は14件、1957年は18件という多数が指定されるが、その後

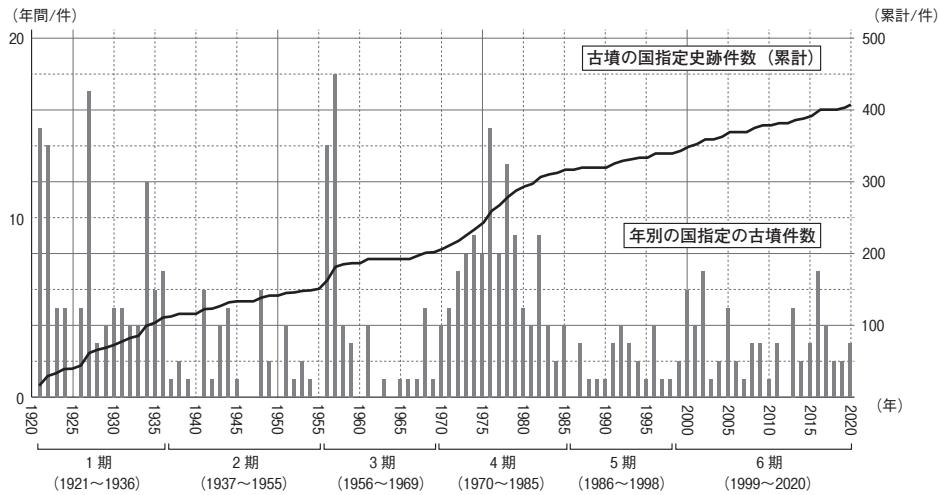


図5 国による古墳の史跡指定件数の推移と累計

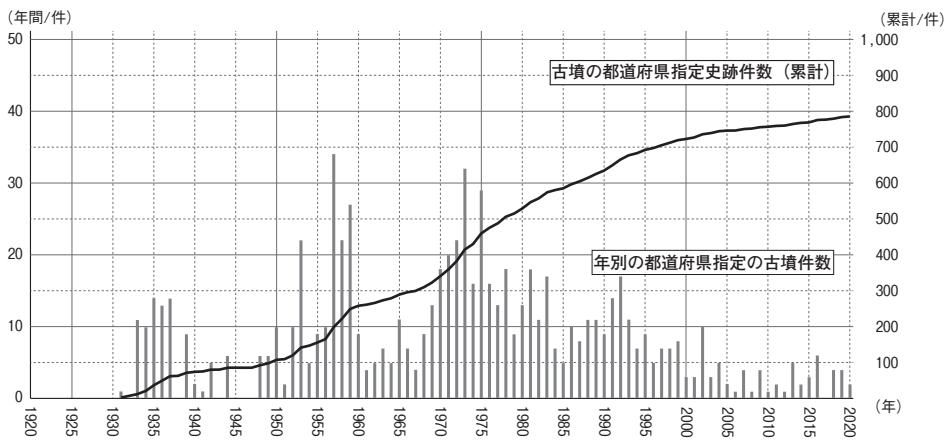


図6 都道府県による古墳の史跡指定件数の推移と累計

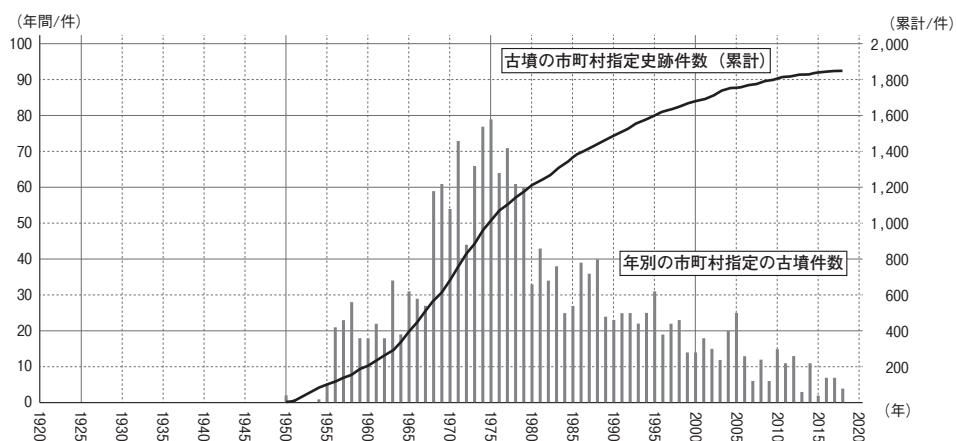


図7 市町村による古墳の史跡指定件数の推移と累計

は12年間で21件、1年あたり1.75件の指定と低調である。この時期には古墳群の指定が目立ち、古墳を群として捉え評価する方式が定着し、保護の枠組みとして一般化したことがわかる。なお、大阪府いたすけ古墳の指定は1956年であり、大規模開発への対応が本格化し始める時期でもある。仮指定後に正式に史跡となった島根県金崎古墳群（1957年指定）などは丘陵地を面的に保護するもので、次期に多く認められる広域的・面的な指定の端緒をなす。

4期：1970～1985年。16年間で114件、1年あたり7.12件という多数が指定された。先述の通り、古墳の調査件数が急増した時期であり、その背景に各地での大規模開発事業の進行があるが、一方で地方公共団体での埋蔵文化財専門職員の配置が進められた時期でもある。より地域に根差した細やかな調査と保護が図られ始めたが、開発との調整の中で遺跡の保存問題が各地で噴出した時期といえる。開発計画に基づく調査の結果重要性が認識され一転して保護が図られたものに、新潟県水口古墳群、宮口古墳群（どちらも1976年指定）、奈良県新沢千塚（1976年指定）、岡山県美和山古墳群（1977年指定）、広島県常楽寺・七ツ塚古墳群（1972年指定）、熊本県塚原古墳群（1976年指定）などがある。

5期：1986～1998年。13年間で25件、1年あたり1.92件が指定された。全国的に開発に伴う発掘調査件数・費用が最大化した時期であり、古墳の調査件数もピークをなした時期であるが、指定は極めて低調である。1980～1995年頃にかけては古墳以外の国指定史跡の新規指定もやや低調で、こうした全体的な指定傾向と軌を一にする。膨大な開発事業への対応が保護への取り組みを後手に回らせたのか、あるいはこの時期の開発に対しては史跡指定による保護自体が「無力」に近かったのか、慎重な見極めが必要である。

6期：1999年以降。令和2年までの22年間で67件、1年あたり3.05件と、5期に比べて指定件数は増加する。2000～2002年頃と2013～2017年頃にやや小さいがピークがあり、その前段階の古墳の調査件数の増加が実務的なタイムラグをもってこの時期の指定につながったのかも知れないが、4期の指定件数を考えれば調査件数に比べて極めて少ない。一方で、開発に伴う発掘調査事業量がピークを超えるとともに、それに対応する形で地方公共団体による文化財専門職員の配置と体制の充実が図られたことで、堅実な調査研究に基づく古墳の価値の把握と指定が進められた可能性を考えたい。

2 指定文化財としての古墳の件数の推移②—都道府県指定史跡—

図6は年別の都道府県指定の史跡となった古墳の件数とその累計である。あくまで現状で指定されているもので、当時指定されたがその後に国指定されたこと等により指定解除となったものは含んでいないので、厳密には各年の新規指定件数とは異なるが、大まかな傾向に変更はないと考えたい⁴。

1930年代の先駆的な事例を除けば、1950年代には各所での文化財保護条例の制定等に基づき多くの古墳の指定が行われた⁵。その後、1960年代はやや低調だが、1960年代末から1980年代初頭にかけてピークを迎える。こうした動向は国指定史跡とほぼ同様で、増加する開発への対応と埋蔵文化財専門職員の配置の充実に沿って一体的な保護が進められた状況を見て取れる。また、やや小さいが1990年代初頭を中心とするピークもあり、1980年代以降の着実な調査件数の推移が一定数の指定につながったものとみられる。他方、開発に伴う発掘調査件数は1996年に、発掘調査費用は1997年にピークをなし、埋蔵文化財専門職員数のピークは2000～2003年にあるなど、引き続き開発への対応とそれに伴う埋蔵文化財保護体制の充実は図られたが、にも拘らず1990年代末以降の指定は極めて低調である。1990年代後半以降、国指定の件数は増減を繰り返しつつも一定数が維持されたが、都道府県指定の件数は大きな傾向として減少の一途であり、当該時期の開発に対して都道府県指定による保護が活発に利用された様子は確認できない。

3 指定文化財としての古墳の件数の推移③—市町村指定史跡—

図7は年別の市町村指定の史跡となった古墳の件数とその累計である。都道府県指定の件数と同様、あくまで現状で指定されているもので、当時指定されたがその後に国や都道府県指定されたこと等により解除となったものは含んでいないので、厳密には各年の新規指定件数とは異なる。

市町村による指定件数の推移は極めて単純であり、1960年代末ごろから1970年代にかけてのピークがあるのみで、その後1980年代以降は概ね一貫して減少する。開発に伴う発掘調査の動向や古墳の調査件数の動向との関係性はほとんど認められない。1970年代までの指定件数の増加は埋蔵文化財専門職員の市町村への配置の推進によるものと考えられるが、その後は埋蔵文化財保護体制の充実や開発への対応の強化といった要素は、市町村指定による古墳の保護の形ではほとんど結実しなかったことが分かる⁶。

4 古墳の保存の展開

国・都道府県・市町村による古墳の史跡指定件数はいずれも1960年代末頃から1970年代にかけて大きく増加している。当該時期は各地で大規模開発の進展に伴う遺跡の破壊が社会問題化した時代である。こうした時代背景の中で様々なレベルで史跡指定による古墳の保護が推し進められたことが分かる。一方で、その後の2000年をピークとする開発事業の増大とそれへの対応による発掘調査事業量の増大に対しては、国→都道府県→市町村の順で調査量と指定件数の相関性が弱くなっている。

こうした現象の背景として、文化財保護や広義の法令順守精神の向上により開発に伴う

事前の調整が受け入れられるようになったことが想定できる。また、いわゆる「原因者負担」による発掘調査が相応に定着したこと、古墳の調査に伴う種々のコストとリスク計算から古墳の調査とその後の破壊が回避されるようになり現状保存される古墳の数が増えたことも想定できる。こうしたことは先に見たように1970～1990年代にかけて大型の古墳が「消滅」する事例が減少しており、特に2000年以降はそうした事例がほとんど見られなくなつたことからもわかる。

一方で、そのような「破壊の回避」がなされたとしてもそれが史跡指定による保護へとつながった状況は数値上確認できない。特に、都道府県、市町村による史跡指定は低調である。減少傾向にあるとはいえ調査件数は一定で推移しており、報告書の刊行も着実になされているので、指定が低調な理由は地方公共団体の財政的事情が大半を占めると考えられる。埋蔵文化財保護の手段として開発計画範囲からの除外等により古墳の現状保存を図ることができるようになったことは、遺跡保護の観点からして極めて大きな成果であるが、それが史跡指定へと円滑につながっていないことは将来的な保護が担保されていないという限界を内包したものであり、課題を残している⁷。

VI 古墳の把握・調査・保存の展開に関する評価と展望

1 古墳の把握・調査・保存の推移と今後の展望

古墳の特質からその把握・調査・保存の推移を素描した。古墳は陵墓の保全との関わりの中で一早く保護が図られてきた。しかし、それだけではなく、現在も地上に姿を留めることが一般的な遺跡であるため他の類型の遺跡に比べて存在の把握と保護が相対的に早くに進められたことを示した。こうした特徴は1970年代までの史跡指定の大幅な進展につながっており、また2000年以降は少なくとも一定規模以上のものについては開発計画からの除外による破壊からの回避と現状保存（現状維持）へとつながっている。

古墳の保存が曲がりなりにも一定の在り方で進展していることは好ましい。一方で、漸次的な調査件数の減少や全体的な発掘調査の中で占める割合の低下は別の課題を生じるであろう。すなわち、実態として行政による発掘調査成果にデータの相当な部分を依拠してきた考古学研究においては、古墳に関する新たな知見の継続的な増加をいかに達成するかという点で懸念が生じるのである。開発動向に左右された偶発的な「新発見」に依拠しない、成熟した古墳の調査研究をより強く志向することが今後求められている。

2 文化財としての古墳の意義と展望

考古学的な研究対象としての古墳の意義とともに、現代社会における古墳の意義もより

一層深く考えていくことが求められている。繰り返し述べているように、古墳は日本においては稀少な地上に姿を留めることが一般的な遺跡であり、それゆえに地域のシンボルとされるなど地域社会の中で様々な位置づけがなされることも多い。

古墳は「塚」として認識されていたことから、無秩序な破壊が忌避されてきたことも事実である。一方で、相当数の古墳が盗掘被害を被っていることは、古墳が価値ある「おたから」の眠る場所と見られたことを示している。墳丘上に寺社が造られた場合、墳丘や木々は鎮守の社として扱われただろうし、中世には防御に有利として山城や陣地として利用されたものも多い。近世には日々の生活に際して入会地として利用されることもあったし、海上交通上の目印として「ヤマアテ」に使われたものもあった。古墳時代とは全く違う時代の伝説・伝承と結びつき伝えられたこともあり、それは場合によっては今日呼び習わされた古墳の名称に知ることもできる。こうしたことは全て古墳という構築物に対して後世の人々がそれぞれの時代、それぞれの立場で何らかの意義を見出したものである。

近代以降は古墳は学術的調査研究の対象となったり、その一部が天皇家や特異な歴史観・国家観と結びつけられたことで特殊な扱いを受けてきた。欧米諸国との不平等条約改正の議論の中で伊藤博文が「歴代山陵の所在の未だ明らかならざるものあるが如きは、外交上信を列國に失ふの甚だしきもの」と述べたことは、今日の我々の感覚とは全く異なる古墳（陵墓）に対する意義づけを端的に示している。一方で、古墳の中には名所や公園として利用されたものも多く、今日、観光地として人々が訪れ、様々な関連グッズが展開されることもある。書店に行けば古墳を楽しむための指南書が並んでいる。古墳の意義は時代によって変わってきたし、むしろそうした様々な価値が次々付与されることは、他の遺跡とは異なり、今まで地上に姿を留め続けてきた古墳ならではの特色である（松田 2017）。こうした常に地域とともに歩み続けてきた古墳の特色は、文化財としての古墳の在り方を考えるとき極めて重要である。古墳に刻み込まれてきた築造後の様々な履歴を、単に「攪乱」とするのではなく、そこに価値を見出し、評価し活かすことができるのかどうかが、古墳の文化財的価値を今後一層高めるとともに現代社会にその価値を還元する上で今日の我々に突き付けられた課題である。

2000年以降の古墳の史跡指定件数の推移を考える上で留意すべき点として、その前段階からの実態はさておき、地方分権の進展により埋蔵文化財関係の権限が国から都道府県へと移譲されたことがある。地域の実情に沿った細やかな埋蔵文化財保護が推進しやすくなつた点では前進であるが、国・都道府県・市町村が対等な立場で行政を担うという理念に対して、実態として遺跡の価値の高低が前提となりがちな指定を主な手段とした行政の役割分担は「相性が悪い」部分も多い。国指定にならないものが都道府県指定に、都道府県指定にならないものが市町村指定にといったような、主要な価値の「所在」ではなく「高

低」を前提にした指定主体に対する理解は、依然として我々を縛り続けている。補助金が重要視される行政による財政的な裏付けもそれに拍車をかけている。古墳には中央一地方の関係が明確にあり、そもそも古墳はそうした関係性を可視化・顕在化させる装置として機能したと理解されるが、こうした一元的な価値の高低を想起させやすい古墳の特徴は地域的な価値を覆い隠してしまいやすい。地方分権の理念と役割分担という発想に基づく保護には一層「相性が悪い」のである。さらに、一般に小さな地方公共団体ほど財政的な規模が小さく、相対的に文化財保護予算の「融通」が難しくなることは、理想と権限の所在と実務の矛盾をより拡大させていく。それは市町村による古墳の文化財指定件数の推移に如実に表れている。

学術的な研究成果、保護の理念と制度、そして理念と制度を実現するための財政基盤の三者の乖離は極めて大きな懸念材料である。

3 古墳の研究の達成状況と今後の保護の在り方への展望

様々な規模・形の有力者墓が一定の階層構造と地域性を持つつも広域的に連動して展開することが、日本列島の古墳の極めて独自性の高い特徴である。今日、古墳の年代研究の進展や群構造の把握、さらには海外の諸事例との比較研究によりこうした特徴がより一層明確になっている。そしてこうした古墳の特徴は、日本列島における国家形成の特質と独自性を相当程度反映したものと理解されている。特定の大型古墳が国の形成を主導した「天皇」や「大豪族」の出現の物証でありそれこそが古墳時代の歴史上の位置づけの端的な象徴であるといった、純朴な理解のみで古墳時代の説明が可能であった段階はとうに過ぎている。今日の研究の進展を考えれば、特定の大型古墳や一部の特徴的なものだけを保護したのでは、決してこうした「古墳時代の特質」の総体を保護したとは言えないだろう。

日本における遺跡保護の根幹である指定制度による限り、「最大」「最古」などがその保護の優先順位付けの重要な要素になることは避けられない側面がある。特に国指定を中心にこうした方向性でこれまで古墳の保護は図られてきたし大きな成果を挙げてきた。一方、今日的な古墳の理解に基づく限り、こうした方式は必ずしも古墳時代の特質を総体的に保護する方式として「相性の良い」制度ではないことを明確に認識する必要がある。

漸減傾向とはいえまだまだ年間一定数の古墳の調査が実施されている。その中で都道府県・市町村による史跡指定が低調であるにも関わらず、中・大型の古墳の「破壊」は概ね回避されているらしい現状は、厳格な指定制度によらない古墳の保護が相応に機能している状況を物語っている。将来的な保存が担保されない点は課題だが、多くの方の理解と協力に基づく保護の進展として、好意的に解釈すべき点もある。行政の文化財保護予算の増加が短期的には見込めない現状において今後も古墳の保護を一層進めるためには、社会の

現状と学術的な研究の進展に即した、実効性の高い現実的な保護の在り方を検討・議論していく必要がある。

指定制度とは異なる近年進められている文化財保護の一つの形として登録制度があり、また市民遺産等と呼ばれる制度を用いて文化財に対する意識を高める取り組みが各所で生まれている（城戸2014など）。いずれも周知の埋蔵文化財包蔵地での開発行為に対する行政指導よりも規制としては弱いものであるが、文化財保護意識の高揚や裾野の拡大に効果を發揮している。社会における関心の高まりと保護意識の高揚が、地上に姿を留めることの多い古墳の保護にとってこの上ない追い風となることはこれまでに示してきた通りである。であるならばこうした制度の積極的な活用が今後の古墳の保護を新たな形で進めるために大きな意味を持ちうるであろう。

国・都道府県・市町村による史跡指定とともに、そうした各種制度を様々に組み合わせ効果的に活用することで、古墳（あるいは古墳群）の規模の大小と価値づけを直結させるような保護の在り方を超克し、古墳と古墳時代の特質を総体的に保護できるような方式を構築することが可能と考える。すなわち、保護すべき対象を個々の古墳に限るのではなく、古墳相互が示す関係性こそが保護すべき対象であると理解することで、それを保護するために現状の諸制度を様々に組み合わせ機能させ、総体的な保護を推し進めるという考え方である。今後はそうした方式の検討が必要である。

4 まとめ

埋蔵文化財包蔵地の周知と開発時の届出義務、それに対する行政指導と事業者の理解と協力に基づくいわゆる「原因者負担」の発掘調査の実施という日本における埋蔵文化財保護の方式は、世界でも有数の遺跡把握件数と発掘調査件数、すなわち遺跡保護の実態を作り上げた。こうした行政措置は、古墳時代研究にとって不可欠で膨大なデータを提供し、また地上に姿を留める遺跡である古墳こそがこうした調査と保護がもたらす成果を早くから、そして最も大きく享受した遺跡であったといえる。

史跡指定による保護制度と、学術研究の成果により判明した古墳の特質の総体的な価値の所在の「相性の悪さ」の根底には選択主義的な保護方針があり、その弊害は一世紀も前に黒板勝美が指摘したものである（黒板1912）。また、田中琢は「国と都道府県による保護区分を文化財の「差等区分」をあらわすものと理解する空気を醸成する」と喝破した（田中1982）。地方分権の時代と言われる今日、国・都道府県・市町村の関係は上下関係ではなく役割分担として説明されるが、田中が「地方自治制の空洞化」として指摘した情勢は昨今「地方の疲弊」とまで呼ばれるようになり、我々の文化財に対する立ち位置をさらに一層色濃く規定し続けているようにも思われる。

今日の古墳を巡る状況は、端的に言えば右肩下がりの調査と保護である。それは「成熟」と評価できる側面もある。一方で「停滞」としないためには、学術研究の成果に基づきより良い形で古墳の保護を進展させ文化財としての価値を広く社会に普及・還元していくとともに、それにより将来的な学術研究の進展をより一層可能とするようなアプローチが求められている。古墳時代研究の着実な進展による成果と古墳保護の実態を乖離させず、一体で考えていく視点が今日必要である。古墳研究の進展は「大規模なもの」「特徴的なもの」のみを選択的に保護する指定制度の枠には収まらない古墳の評価と価値づけに結実した。それを社会の中にどのように位置づけるのかの議論と実践が必要である。

註

- 1 文化庁刊行の『埋蔵文化財関係統計資料』等から作成した。なお、周知の埋蔵文化財包蔵地のとりまとめでは「古墳・横穴」として古墳に加えて横穴も集計しているため、以下の周知の埋蔵文化財包蔵地数や史跡件数については、古墳に加えて横穴の件数も含まれる。
- 2 例えば周知の埋蔵文化財包蔵地数のうち最も件数の多い集落跡・散布地であれば、2000年段階では総数189,470か所で、うち中世16,624か所、近世6,473か所であり、2021年段階では総数196,349か所で、うち中世34,020か所、近世14,683か所である。周知の埋蔵文化財包蔵地として中世・近世が含まれる集落・散布地の数は約20年で25,606か所の増で倍以上となっているが、総数としては6,879か所の増加にとどまっており、中世・近世の遺跡の把握の増加が周知の埋蔵文化財包蔵地数の増加の主要な要因とまでは言えない。
- 3 古墳の調査報告書刊行数の分析については、1877～1965年のものについて北條芳隆が行っている（北條2011）。斎藤忠による資料（斎藤1966）を整理したものであり、学術雑誌等に掲載された報告記事を含む点で本稿が参照したデータよりも研究資料の蓄積という点でより実態に即したものといえる。それによれば、1919年以降1930～1937年をピークとする報告件数の増加（年間5～10件超程度）があり、その後1950年以降増加の一途を辿る（年間20件以上）とされる。
- 4 各都道府県のホームページ等から作成。次述の市町村も同様だが、一部で市町村史や各組織が刊行している資料等も参考にした。
- 5 当該時期の指定には、文化財保護法制定後に指定解除となった史蹟名勝天然紀念物保存法による第二類指定によるものや仮指定がなされていたものが改めて都道府県条例により指定されたものが多く含まれる（大久保2014）。
- 6 大久保徹也は文化財保護法の制定に際して史蹟名勝天然紀念物保存法にあった第二類指定（地方的なもの）の解除とともに都道府県での文化財保護条例の制定の促進が行われたが、その後の高度経済成長下の情勢変化に応じて再び国が史跡等の保存管理の前面に出ざるを得なくなった中で地方公共団体の役割が「置き去り」にされたと指摘する（大久保2014）。
- 7 大型の古墳については史跡指定による保護か記録保存による「消滅」のいずれかが概ね完了してしまったという可能性も想定可能ではある。一般に古墳の史跡指定に際しては墳丘の規模を評価基準としがちであり、そのため指定対象となるべき古墳の指定は概ね完了しており新たに指定が必要な古墳はもはや存在していないと認識されているため、結果として指定が行われていないと理解するものである。そのような状況に本当にあるのかどうかは資料の整理に基づ

き検討が必要であるが、果たしてそういったことはあり得るであろうか。

参考文献

- 茂木雅博 2002『日本史の中の古代天皇陵』 慶友社
- 大久保徹也 2014「記念物指定制度と古墳時代資料」『古墳と現代社会』古墳時代の考古学10 同成社 pp.84-98
- 尾谷雅比古 2008「制度としての近代古墳保存行政の成立」『桃山学院大学総合研究所紀要』第33巻3号 桃山学院大学総合研究所 pp.155-183
- 川畠純 2019「古墳の保存と活用の時間と空間」『月刊文化財』680 第一法規 pp. 4-9
- 鬼頭清明 1977「文化財行政史ノート」『日本古代都市論序説』 法政大学出版局 pp.271-283
- 城戸康利 2014「文化財から市民遺産へ」『七隈史学』第16号 七隈史学会 pp.43-54
- 黒板勝美 1912「史蹟遺物保存に関する意見書」『史学雑誌』第23編第5号 史学会 pp.84-127
- 群馬県教育委員会事務局文化財保護課（編） 2017『群馬県古墳総覧』
- 斎藤忠 1966『日本古墳の研究』 吉川弘文館
- 田中琢 1982「遺跡遺物に関する保護原則の確立過程」『考古学論考』 平凡社 pp.765-783
- 都出比呂志 1991「日本古代の国家形成論序説—前方後円墳体制の提唱—」『日本史研究』第343号 日本史研究会 pp. 5-39
- 外池昇 1997『幕末・明治期の陵墓』 吉川弘文館
- 福尾正彦 2019『陵墓研究の道標』 山川出版社
- 文化庁文化財第二課 2022『埋蔵文化財関係統計資料—令和3年度—』
- 北條芳隆 2011「研究の流れ：戦前」『古墳時代史の枠組み』古墳時代の考古学1 同成社 pp. 7-20
- 松木武彦・福永伸哉・佐々木憲一（編） 2020『日本の古墳はなぜ巨大なのか—古代モニュメントの比較考古学—』国立歴史民俗博物館 吉川弘文館
- 松田陽 2014「古墳とパブリックアーケオロジー」『古墳と現代社会』古墳時代の考古学10 同成社 pp.144-161
- 松田陽 2017「古墳と地域社会の近現代史」『遺跡学研究』第14号 日本遺跡学会 pp.24-33

挿図出典

いずれも筆者作成